



また関連当事者間の取引については、その内容を有価証券報告書において開示しており、すべての役員に対して毎年、関連当事者間取引の有無について確認を行っております。

(原則2 - 6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮)
当社は、企業年金制度を設けておりません。





補足説明

代表者
自身に
よる説
明の有
無

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のディスクロージャー・ポリシー及び会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. ディスクロージャーポリシー

情報開示の基本方針について

適時開示につきましては、東京証券取引所(スタンダード)の定める適時開示規則に則って正確、公平、迅速な情報開示を行います。また、それ以外の情報に関しましては、顧客、株主、投資家、取引先、社員をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様が適切な判断ができるよう積極的に情報開示に努めます。

沈黙期間について

当社は、投資家の方々への公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中におきましては、決算・業績見通しに関するコメントや質問への回答は控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に既に発表した業績予想が大きく外れる見込みが出発 湧 沆つ 決時開沈預開示を行います。ま 晞壑簽 島 戎埤瑩 羣V

